

11. 興行場営業の振興指針改正案

第37回 厚生科学審議会生活衛生適正化分科会

令和2年12月1日

資料12

興行場営業の振興指針 新旧対照表（追加案 201201）

新	旧
(略) このため、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号。以下「生衛法」という。）第56条の2第1項に基づき、興行場営業の振興指針を定めてきたところであるが、今般、営業者、生活衛生同業組合（生活衛生同業小組合を含む。以下「組合」という。）等の事業の実施状況等を踏まえ、営業者、組合等の具体的活用に資するよう、実践的かつ戦略的な指針として<u>改正</u>を行った。 (略) 第一 興行場営業を取り巻く状況 一 興行場営業の営業者の動向 (略) 従業員の過不足感としては、「適正」が54.0%となっている一方で、「不足」が44.0%と約4割を占めている（日本公庫『生活衛生関係営業の景気動向等調査特別調査（平成30年10～12月期）』による。）。 <u>また、令和元年12月に確認され、世界的大流行となった新型コロナウイルス感染症(COVID-19)（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）の影響に伴う感染拡大防措は社会経済に大きな影響を与え、我が国の興行場営業も多大な影響を受けたところである。</u> <u>新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う事業への影響について、興行場営業（映画館）の営業者で、売上が減少したと回答した方が98.2%で、その売上の減少幅（令和2年2～5月の対前年比）は、「20%未満」が0.0%、「20%以上50%未満」が8.9%、「50%以上80%未満」が39.3%、「80%以上」</u>	(略) このため、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号。以下「生衛法」という。）第56条の2第1項に基づき、興行場営業の振興指針を定めてきたところであるが、今般、営業者、生活衛生同業組合（生活衛生同業小組合を含む。以下「組合」という。）等の事業の実施状況等を踏まえ、営業者、組合等の具体的活用に資するよう、実践的かつ戦略的な指針として<u>全部改正</u>を行った。 (略) 第一 興行場営業を取り巻く状況 一 興行場営業の営業者の動向 (略) 従業員の過不足感としては、「適正」が54.0%となっている一方で、「不足」が44.0%と約4割を占めている（日本公庫『生活衛生関係営業の景気動向等調査特別調査（平成30年10～12月期）』による。）。 <u>(追加)</u>

が 51.8%となっている（株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）「生活衛生関係営業の景気動向等調査（2020 年 4～6 月期）特別調査」による。）。

二 （略）

三 営業者の考える今後の経営方針

営業者の考える今後の経営方針としては（複数回答）、「接客サービスの充実」が 58.9%（前回振興指針では 47.2%）、「広告・宣伝等の強化」が 48.8%（前回振興指針では 32.1%）、「施設・設備の改装」が 47.7%（前回振興指針では 35.4%）、「飲食メニューの工夫」が 46.7%（前回振興指針では 27.6%）、「新しい映像技術の導入」が 28.6%（前回振興指針では 52.8%）、「営業時間の変更」が 27.2%（前回振興指針では 11.4%）、「感謝デー等の行事の開催」が 13.2%（前回振興指針では 15.0%）となっている（厚生労働省『生活衛生関係営業経営実態調査』による。）。

また、興行場営業（映画館）を営む者が、新型コロナウイルス感染症収束後に予定している取組みとしては、「広報活動の強化」が 57.9%、次いで「新たな販売方法の開拓」が 36.8%、「新商品、新メニューの開発」が 24.6%となっている一方、「特になし」が 12.3%となっている（日本公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査（2020 年 4～6 月期）特別調査」による。）。

第二 （略）

第三 興行場営業の振興の目標に関する事項

一 営業者の直面する課題と地域社会から期待される役割

（略）

また、少子高齢化が進む中で、地域で身近で手軽な娯楽サービスとして年齢や障害の有無に関わらず、全ての国民が楽しめる拠点としての機能を積極的

二 （略）

三 営業者の考える今後の経営方針

営業者の考える今後の経営方針としては（複数回答）、「接客サービスの充実」が 58.9%（前回振興指針では 47.2%）、「広告・宣伝等の強化」が 48.8%（前回振興指針では 32.1%）、「施設・設備の改装」が 47.7%（前回振興指針では 35.4%）、「飲食メニューの工夫」が 46.7%（前回振興指針では 27.6%）、「新しい映像技術の導入」が 28.6%（前回振興指針では 52.8%）、「営業時間の変更」が 27.2%（前回振興指針では 11.4%）、「感謝デー等の行事の開催」が 13.2%（前回振興指針では 15.0%）となっている（厚生労働省『生活衛生関係営業経営実態調査』による。）。

（追加）

第二 （略）

第三 興行場営業の振興の目標に関する事項

一 営業者の直面する課題と地域社会から期待される役割

（略）

また、少子高齢化が進む中で、地域で身近で手軽な娯楽サービスとして年齢や障害の有無に関わらず、全ての国民が楽しめる拠点としての機能を積極的に担っていくことが期待される。特に、単独館の多くは中心市街地に立地して

に担っていくことが期待される。特に、単独館の多くは中心市街地に立地しており、中心市街地の娯楽機能や賑わいの維持の観点からもその活性化が重要であり、地域のニーズを踏まえ独自性を発揮するなどの対応が期待される。 <u>また、新型コロナウイルス感染症に伴う売上減や経営維持、雇用確保等に 対応するため、日本公庫の融資や国・自治体の補助金・助成制度を積極的に 活用して早期に業績回復を図る必要がある。</u> 二 今後5年間における営業の振興の目標 1 衛生問題への対応 (略) <u>また、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行に伴い、我が国でも3つの 「密」(密集・密室・密接)の回避、人と人との距離を空ける、消毒や換気の 徹底、業種別の感染予防ガイドラインの遵守・徹底など、感染症対策に関する 「新しい生活様式」に向けて徹底した衛生対策が求められている。</u> また、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民生活・経済への影響を最小化する観点から、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく使用制限等の要請に適切かつ迅速に対応することが求められる。 (略) 2・3 (略) 三 (略) 第四 興行場営業の振興の目標を達成するために必要な事項 (略) 一 営業者の取組 1 衛生水準の向上に関する事項	おり、中心市街地の娯楽機能や賑わいの維持の観点からもその活性化が重要であり、地域のニーズを踏まえ独自性を発揮するなどの対応が期待される。 <u>(追加)</u> 二 今後5年間における営業の振興の目標 1 衛生問題への対応 (略) <u>(追加)</u> また、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民生活・経済への影響を最小化する観点から、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく使用制限等の要請に適切かつ迅速に対応することが求められる。 (略) 2・3 (略) 三 (略) 第四 興行場営業の振興の目標を達成するために必要な事項 (略) 一 営業者の取組 1 衛生水準の向上に関する事項 (略)
--	--

(略) <u>また、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行に伴い、我が国でも3つの「密」（密集・密室・密接）の回避、人と人との距離を空ける、消毒や換気の徹底、業種別の感染予防ガイドラインの遵守・徹底など、感染症対策に関する「新しい生活様式」に向けて徹底した衛生対策を行う必要がある。</u> また、営業者は、利用者が信頼し、安心できる商品を提供するため、店舗の衛生管理、従業員の清潔な着衣の使用、手洗いの励行等により食中毒等食品衛生上の問題が発生しないよう努めるとともに、H A C C Pに沿った衛生管理を行う必要がある。 (略) 2 (略) 二 (略) 第五 (略)	<u>(追加)</u> また、営業者は、利用者が信頼し、安心できる商品を提供するため、店舗の衛生管理、従業員の清潔な着衣の使用、手洗いの励行等により食中毒等食品衛生上の問題が発生しないよう努めるとともに、H A C C Pに沿った衛生管理を行う必要がある。 (略) 2 (略) 二 (略) 第五 (略)
--	---